資料２－２

第１２０回東海市長会通常総会

決　　議

平成２７年５月２０日

東　海　市　長　会

決議第１号

地震・津波・火山噴火等防災対策の充実強化に関する決議

「南海トラフ」の巨大地震は強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が想定されている。中でも東海地方の人的・物的被害は言うに及ばず、経済活動においても甚大な被害の発生が危惧されている。

また、一方では、近年、巨大台風や猛烈な集中豪雨、竜巻、火山噴火などによる多くの被害も発生している。

このような中、巨大地震等自然災害の脅威に備え、早急に公共施設・都市基盤の耐震化や強靭化、老朽化対策、既存法制の改革、防災力の向上など、ハード面・ソフト面における防災・減災の諸施策に国・地方がスピード感を持って取り組み、被害の最小化に努めなければならない。

よって、国においては、下記事項について迅速かつ万全の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1．南海トラフ地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法の特別強化地域に対する防災対策推進事業に係る所要財源を確保し、地域の実情を十分配慮の上、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画の事業推進を図ること。

2．平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において早期に整備すること。

3．被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みの確立と財政措置を講じること。

4．道路橋梁、河川、教育・文化施設、上下水道、港湾、漁港などの公共施設や都市基盤施設の耐震化、強靭化事業を推進するため、所要財源を確保するとともに、国庫補助金等の採択要件を緩和すること。

5．津波対策等として、企業や住宅、公共施設等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和、土地収用等の課税の特例の対象拡大など地域の実情に応じた法令整備を図ること。

6．民間木造住宅等の耐震化促進補助事業を拡充すること。

7．土砂災害防止法の警戒区域における砂防施設の整備を促進すること。

8．富士山をはじめとする火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

以上決議する。

平成２７年５月２０日

東海市長会

決議第２号

都市行財政の充実強化に関する決議

都市自治体は、人口減少・少子高齢社会の中にあって、社会保障施策をはじめ多種多様な住民ニーズに的確な対応を求められている。また、近年は特に、社会インフラの老朽化や防災・減災対策など喫緊の課題に取り組んでおり、これらの経費の増加によって恒常的な財源不足に陥っている。

国は、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進するとともに、住民に最も身近な都市自治体が、自主的かつ自律的な行財政運営が行えるよう、自由度が高く安定した地方税財源の増額確保を図るべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

１．地方行財政をはじめ地方に影響を及ぼす重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。

２．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう見直すこと。

３．年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で、都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

４．社会保障施策、社会インフラの老朽化対策・防災対策をはじめとする整備促進、地域経済の基盤強化、雇用対策の充実など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要を的確に地方財政計画に反映させるとともに、地方交付税総額を確保すること。

５．地方交付税の法定率の見直しがなされ、臨時財政対策債が抑制されることとなったものの、多額の財源不足が生じている現状を踏まえ、引き続き臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

６．法人住民税は市町村の基幹税源であり、法人実効税率を引き下げる場合は地方交付税原資の減収分を含め、必ず安定的な代替財源を確保すること。また、法人住民税を地方自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、地方分権改革の流れに逆行するものであり、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはならないため、これ以上の国税化は行わないこと。

７．償却資産等に係る固定資産税及びゴルフ場利用税は、地方にとって重要な税財源であることから、現行制度を堅持すること。

８．自動車取得税は、その税収の7割が都市自治体に交付されており、消費税率の引き上げに伴う車体課税の見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

９．基準額に定められた国庫補助金については、確実に財政措置を講じること。また、実事業費を補助対象額とするよう補助基準を見直すこと。

１０．社会保障・税番号制度の実施に当たり、具体的な情報提示とともに、各自治体のシステム改修や平成２７年度以降に発生する運用に係る実経費について、財政措置を講じること。

以上決議する。

平成２７年５月２０日

東海市長会

決議第３号

抜本的な少子化対策の拡充強化等に関する決議

社会経済環境の変化や東京一極集中等による急速な少子高齢化の進展は、今日の人口減少社会と地方の疲弊化を招いてきた。

この深刻な危機に直面し、国は、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、都市自治体に対して、平成２７年度中に地方版総合戦略をとりまとめるよう求めたところであるが、人口減少問題を克服し、地方創生を実効あるものとするには、より抜本的な少子化対策を拡充強化するとともに、国と地方の十分な協議及び的確な役割分担と連携を図ることが必要不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．少子化要因の解消を図る抜本的な施策について

（１）若い世代の結婚・出産・育児・就労の希望を実現するため、子育て支援や雇用環境等の整備を強力に推進するとともに、子育て世代の経済的負担を軽減するため、ライフステージに対応した切れ目のない財政支援措置を拡充すること。

（２）地方への移住・定住化を促進し、安全、安心、健やかに子どもたちが成長できる環境を整えるため、医療、教育、住宅、交通、就労などの地域社会基盤を強化すること。

なお、少子化等を理由に、次世代を担う子どもたちへの教育費の削減を行わないこと。

２．少子化対策はじめ地方創生に向けた国と地方の役割について

（１）都市自治体が地域の特性や創意を活かし、実状に応じた施策を総合的かつ効果的・効率的に展開できるよう、分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

（２）今年度策定する地方版総合戦略の施策については、都市自治体の発意を十分尊重し、包括的・継続的な財政支援を行うこと。なお、住民ニーズや事業成果等に即応・検証し、都市自治体において柔軟に戦略の見直しができること。

（３）都市自治体が実施している子ども医療費助成制度のほか、地方版総合戦略に掲げる施策のうち、本来全国一律に講じるべきものについては、国の責任において制度化すること。併せて、現場を熟知する地方の意見・提案を、今後の国の施策・戦略に反映させるとともに、国と地方の役割分担のより最適化・明確化を図ること。

（４）誰もが安心と信頼と希望を抱いて将来を展望し、ライフプランを描くことができるよう、少子化対策をはじめ社会福祉、教育、雇用、財政再建など、国の政策体系をより確かなものとし、生涯シミュレーションソフトや教育の場等を通じ、広く国民に示すこと。

以上決議する。

平成２７年５月２０日

東海市長会